

請求人 様

大東市監査委員 北 本 慶 三

大東市監査委員 澤 田 貞 良

### 住民監査請求について（通知）

地方自治法第 242 条の住民監査請求を行うためには、請求人が違法・不当と主張する財務会計上の行為または怠る事実について、違法・不当とするその理由あるいは事実を明確に示さなければならないとされている。

平成 20 年 7 月 30 日付で収受した住民監査請求書において、請求人は、ごみ等の収集業務委託契約について、随意契約は違法・不当であり、他市と比較して高額であることで市に損害を与えていると主張しているものと解されるが、随意契約の締結については、最高裁判決（昭和 62 年 3 月 20 日）では、「契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項第 1 号（政令改正前・現第 2 号）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。

そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」と判示している。

また廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令においても、委託する業務の安定的、適切な遂行を求めていることが認められ、契約締結の方法を、市町村の裁量に委ねている趣旨と解されることから、請求人の主張には、その裁量判断を違法・不当とする理由あるいは事実を明確に示しているとはいえず、請求の要件を欠くものであり、これを却下する。